

令和6年7月16日

久米島オーダーメイド型移住体験サポート実施要領

(趣旨)

第1条 久米島町（以下「町」という。）への移住促進を図るため、仕事や暮らし、地元住民との交流など「久米島暮らし」を体験できる機会を提供する久米島オーダーメイド型移住体験サポート（以下「移住体験サポート」という。）に参加する町外在住者で、町に移住を検討している者に対し、島ぐらしコンシェルジュの業務範囲内において移住体験サポートを実施する。

(参加の対象者)

第2条 移住体験サポートに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 久米島町外在住者であること。
- (2) 本町への移住を検討していること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 参加に当たり、次の事項への協力に同意していること。

ア 久米島島ぐらしガイド「移住希望会員登録」への登録

イ 島ぐらしコンシェルジュが実施するアンケート調査への協力

ウ 島ぐらしコンシェルジュが移住体験サポート実施中に撮影する写真及び動画の移住PR等を目的とした公開への協力

(参加者の負担)

第3条 次に掲げる費用は参加者の負担とする。

- (1) 居住地から本町までの往復の交通費
- (2) 滞在する宿泊施設の宿泊料
- (3) レンタカー代及び公共交通機関に係る費用
- (4) 食事等個人的な支出に係る費用

(参加の申請)

第4条 移住体験サポートに参加しようとする者は次に掲げる別記様式第1号及び第2号を島ぐらしコンシェルジュに申請する

- (1) 久米島オーダーメイド型移住体験サポート エントリーシート（別記様式第1号）
- (2) 久米島オーダーメイド型移住体験サポート 利用誓約書（別記様式第2号）

2 前項の申請は、移住体験サポート実施希望日の14日前までに行わなければならない。

(参加の決定)

第5条 島ぐらしコンシェルジュ及び役場は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、参加が適当であると認めたときは、参加を決定し、別記様式第3号の久米島オーダーメイド型移住体験サポート参加決定通知書により申請者に通知するものとする。

(参加決定の取消し)

第6条 島ぐらしコンシェルジュ及び役場は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、移住体験サポートの参加決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令又は要領に違反したとき。
- (2) 申請内容に偽りその他不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、役場が必要と認めたとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、移住体験サポートの実施に関し必要な事項は、島ぐらしコンシェルジュ又は役場が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月16日から施行する。